

(様式第2号)

平成28年度第5回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成28年10月17日 (月) 9:30 ~ 11:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 亀若 浩幸 欠席委員 大久保 規子 欠席委員 大月 一弘 事 務 局 吉田課長, 山東係長, 矢代主事, 中島主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからカの異議申立て及びキ及びクの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年5月7日付け)について

イ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年9月15日付け)について

ウ 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議

- 申立て（平成26年12月21日付け）について
- エ 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
- オ 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
- カ 平成27年11月9日付け芦固審発第58号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成28年1月7日付け）について
- キ 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求（平成28年6月28日付け）について
- ク 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求（平成28年9月15日付け）について
- ケ 防犯カメラ設置における個人情報の取り扱いについて
- コ その他

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

- (1) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- ア 継続審議とした。
- (2) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
- ア 継続審議とした。
- (3) 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
- ア 継続審議とした。

- (4) 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
ア 継続審議とした。
- (5) 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
ア 継続審議とした。
- (6) 平成27年11月9日付け芦固審発第58号公文書不存決定処分に係る異議申立て（平成28年1月7日付け）について
ア 継続審議とした。
- (7) 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存決定処分に係る審査請求（平成28年6月28日付け）について
ア 事務局より説明を行った。
- (8) 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求（平成28年9月15日付け）について
ア 事務局より説明を行った。
- (9) 防犯カメラ設置における個人情報の取り扱いについて

吉田課長

議題9ですが、防犯カメラの設置に関する諮問です。防犯カメラで市民を撮影することは、本人以外からの個人情報の収集に当たりますので、芦屋市個人情報保護条例第7条第2項第6号の規定に基づき本審査会が諮問を受けたものです。

後程、建設総務課の担当者からも説明があるかとは思いますが、もともと児童連れ去りのような事件が増加していることを背景に、防犯カメラの設置について地元住民から強い要望があったようです。また、昨年議会でも防犯カメラに関する質問が出まして、その中で市は防犯カメラを設置すると回答していることから今年度の設置に至ったようです。

ただ、防犯の目的とはいえ、前を通る人を無差別に撮影することはプライバシーの侵害になりかねないので、建設総務課もかなり慎重に計画を進めていたようです。

まずは、警察から犯罪が起りやすい場所の情報を入手し、その後、道路課や公園緑地課に防犯カメラの設置場所を照会し設置案を作成しました。そして設置案を小学校区毎のPTA、愛護委員、自治会に説明会、意見交換会を実施し設置場所を決定しました。

また、実際に撮影した画像の管理については、防犯カメラの管理責任者が専用のパス

ワードを入力した上で、管理責任者が指定した者以外は画像を見ることができないようなセキュリティをかけます。

あとは、個人情報の提供依頼があった時の対応ですが、個人情報保護条例第14条に個人情報外部提供の規定があり、そこでは厳格に提供の制限を規定しております。法令に基づく捜査関係者からの照会や弁護士からの照会について、一律にこうするという対応ではなく、個別に判断することを考えております。芦屋市防犯カメラの設置及び管理に関する規則（案）第11条第1項では、個人情報画像の提供を求める者は、次に掲げる事項を記載した書面を管理責任者に提出しなければならないと規定をしており、氏名、住所、根拠、目的及び内容を記載した書面の提出を義務付けています。同条例第11条第2項では、提供した個人情報画像の取り扱いについて、適正に管理すること、目的以外のことには使用しないこと、第三者には提供しないこと、画像を最終的には返却又は廃棄することを規定しており提供する画像について慎重に取り扱うことを定めております。こちらで概要の説明は以上です。

島田会長

ありがとうございます。それでは実施機関から説明していただきましょう。

(建設総務課 課長及び担当者 入室)

谷崎課長

建設総務課長の谷崎と担当者の後藤です。よろしくお願いします。

本市では、市民の生活安全の推進に関する条例に基づき、市民生活の安全確保のための環境整備を目的とした市内の公共場所を撮影するための防犯カメラを設置する予定です。防犯カメラ設置に伴い、防犯カメラによる撮影及び録画が本人以外からの個人情報の収集に該当するために審査会に諮問させていただくものです。

(諮問書朗読)

諮問書の中でも少し記載が有りましたが、防犯カメラ設置の経緯について御説明させていただきます。

平成22年に兵庫県が自治会等に設置する防犯カメラの補助制度が導入され、自治会で防犯カメラの設置を推進する事業が進められておりました。平成26年には児童連れ去り事件が多発し、その際に、防犯カメラの画像が捜査の進展に寄与したという報道が

ありました。それを受け、箕面市では防犯カメラ750台の設置、伊丹市では1000台の設置が決定されております。芦屋市では、県の補助金に上乗せして補助金を出す制度を施行しましたが、自治会自身で防犯カメラを設置することは難しいとのことで、平成27年にまちづくり防犯グループ連絡協議会から市が防犯カメラをつけるべきだという要望書が提出されました。それを受け、芦屋市でも市で防犯カメラの設置を判断し、議会において議決を受けました。

取り付けるカメラはドーム型のカメラで、電柱や公園の電灯等に設置をします。車道は法律で定めのある4.5m以上の高さ、歩道については自転車の後ろに立って手の届かない高さである3m以上に設置をします。また、カメラの設置がわかるように「防犯カメラ作動中」、そして「管理責任者連絡先」という看板をつけることを考えております。

最後に設置場所ですが、まず警察から午前7時から午後6時までの犯罪発生個所一覧を提供してもらいました。時間帯を制限した理由は、防犯カメラは、監視するためのものではなく、犯罪が発生しにくい街づくりのために設置するという考えから、夜間の危険な場所で悪意を持った人が犯罪を起こすことについては防犯カメラの効果は期待できないからです。次に、道路課、公園緑地課より市民からの要望が多い等、設置した方がよい場所の一覧を提供してもらいました。それらと通学路を照らし合わせ、設置場所の優先順位を付けました。そして、現地で設置が可能か、設置する効果等を確認しました。防犯カメラは住宅の間口等をあらかじめ黒くマスキングするため、家が密集しているところに防犯カメラを設置してもマスキングだらけになるおそれがあるため、そういった場所は避けました。そうして作成した素案をもって、小学校区ごとに意見交換会を開き、学校、PTA、愛護委員、コミスク、自治会、まちづくり防犯グループから意見を集めました。そこで得られた意見を精査し、配置計画を策定し、平成27年7月に防犯カメラ配置計画の報告会で報告しました。説明は以上です。

亀 若 委 員 運用開始は11月予定とありますが、防犯カメラは既に設置されているのでしょうか。

谷 崎 課 長 工事業者との契約は既に結んでおり、カメラの購入等準備を進めているところです。また、電柱等に設置することから関西電力の審査を受けている最中です。

島 田 会 長 この防犯カメラの管理責任者とは誰のことを指していますか。

谷崎課長 今回の防犯カメラ設置の所管課は建設総務課ですので、建設総務課長が担います。

島田会長 管理責任者の役割とは、具体的にどのようなことですか。

谷崎課長 画像の管理、保管及び捜査機関等からの個人情報開示請求等への対応です。

島田会長 捜査機関から画像の照会されたとき、その照会が妥当か、提供するかしないかということとは管理責任者が判断することになるのですか。

谷崎課長 はい、今のところは他から意見を聞くことは想定しておりません。

島田会長 照会があった場合の記録は当然残すのですよね。

谷崎課長 はい。依頼は書面で頂くことを規定していますので、その文書は保存されます。

岩本委員 画像のデータは市役所のパソコンに送られてくるのですか。

谷崎課長 画像データはカメラ自身に保存されており、必要な部分を専用のパソコンを通じて取り出す方式です。専用のパソコンにはパスワードがかかっており、管理責任者が操作を行います。

島田会長 画像の保管期間は原則7日間としていますが、どのように消去されますか。

谷崎課長 上書きで録画することで消去されます。

亀若委員 防犯の目的とのことですが、実際事件が起き、後で画像を見たいというときに7日間の保管で十分ですか。

谷崎課長 様々な考え方があり、1ヵ月程度必要だとか、7日もあれば十分という考え方もあります。今回設置するカメラの機能の上限が7日ということもあり、保管期間は7日間としています。

島田会長 要望書を提出したというまちづくり防犯グループ連絡協議会とはどのような団体ですか。

谷崎課長 地域ごとの自治会の中などにある防犯グループの連絡協議会です。

島田会長 防犯カメラは住宅密集地などに設置される可能性もあると思いますが、地域住民はカメラが設置されることは同意を得ていますか。

谷崎課長 同意は得ておりませんが、周辺住民へは工事の際に防犯カメラ設置のチラシを配布し周知します。そちらで納得がいかなかったについては実際にマスキング処理をした画像をご覧いただく等説明をし、ご理解いただこうと考えております。

伊藤委員 マスキングとは具体的にどのような処理をされるのですか。録画した画像に処理を施すようなものでしょうか。

谷崎課長 芦屋市内で危険と言われる箇所は道が細く入り組んでいるところが多いのですが、そういったところにカメラを設置しますとどうしてもマンションや個人の住宅の間口などが移りこんでしまいます。マスキングはそのようなところをあらかじめ黒く画像処理をした状態で録画をします。

伊藤委員 防犯のための設置ということで、警察から資料提供を受けたのは午前7時から午後6時の犯罪発生個所ということですが、カメラの稼働時間もこの時間に合わせるのですか。

谷崎課長 稼働時間は24時間です。明確な定義があるわけではございませんが、私どもはカメラの設置の目的は防犯と監視の2つに分類されると考えております。警察は犯人検挙のために監視カメラをつけたいと考えると思いますが、市としては、犯罪が起きにくい環境づくりを目的に、地域の見守りを補完するための防犯カメラという位置づけで考えております。ですので、子供や女性が屋外で活動する日中に起こった犯罪のデータをカメラの設置場所を考える際の参考にしました。

伊藤委員 防犯カメラ設置により犯罪の抑止になったというような情報はどの程度収集しましたか。外国では防犯カメラの効果はあまりないといったデータもあるようですが。

谷崎課長 最近になって自治体に防犯カメラが設置され始めたところなので、正確な検証はまだ行えておりませんし、カメラがあるから犯罪が起らなかったという検証は難しいものだと考えております。カメラを設置した近隣市からは犯罪発生件数が減少したという話は聞いておりますが、数値としてどれだけ減少したということは確認できておりません。

市としても、防犯カメラの設置が防犯の最終兵器であると考えているわけではなく、あくまでも、今必要とされているカメラをまず設置し、この地域には防犯カメラがあるのだなというような防犯の雰囲気づくりができたかと思っています。運用していくなかで、効果がないとなると撤去をすとか、他に効果的な方法があればそういったものにとって代わっていくようなものと考えております。

亀若委員 警察以外が画像データを見たいと言うことも考えられますが、対応方法を検討していますか。また、他市でそういった事案があったかなどの聞取りは行っていますか。

谷崎課長 個人での依頼についてはお断りする方針です。法の定めがある機関からの照会に対しては個人情報保護条例に則り対応することとなります。

吉田課長 民事訴訟法や刑事訴訟法等の回答義務のあるものについては提供するところは可能です。任意の照会についてはあまり想定していませんでしたが、弁護士法23条等の任意での照会があるケースについては、なぜ必要なのか聞き取りをし、納得がいく説明を受けた上で回答することとなります。市役所内での目的外利用は条例上可能ですが、普段より厳しく判断することが想定されます。

島田会長 防犯カメラを設置する際に一番重要なことは、その場所に本当に必要であるかということだと思います。住民から設置してほしいと言われたからといって安易に設置することのないようにしてください。また、設置の必要性をどのように判断するか、その方法や判断基準を明確にしておいてください。

谷崎課長 はい。どこにでもカメラを設置すればよいというものではありませんので、地域が希

望する場所にカメラを設置する必要があるかを十分に精査した上で設置していきたい
と思います。また、一度設置したカメラでも効果が無いのでしたら設置場所を変更する
ことも考えているということは意見交換会の中でも説明しております。

伊 藤 委 員 逆に市民からの要望でカメラの撤去を要望された場合はどのように対応されるおつも
りですか。

谷 崎 課 長 監視ではなく防犯のためのカメラですということ、常にカメラ画像を見ているわけ
ではなく、有事の際にのみ画像を見るものですということを説明することで不安感を取り
除ければと思います。

伊 藤 委 員 捜査機関から画像の提供依頼があった場合は撮影した画像を全て提供することとなり
ますか。それとも、ここからここまでのというように期間を区切って提供することにな
りますか。また、提供したことは公表されますか。

谷 崎 課 長 必要な期間を区切って提供します。提供した記録は残しますが、それを公にすること
は現時点では考えておりません。

島 田 会 長 カメラの運用状況や画像の提供については、年一回程度この審査会に報告していただ
けますか。

谷 崎 課 長 そうさせていただきます。

伊 藤 委 員 提供した画像のコピーは市で保存しますか。

吉 田 課 長 どういったものが提供されたのかという控えは保存されると思いますが、その控えが
何年保存なのかということ等は調整が必要です。

亀 若 委 員 画像の保管期間は原則7日間としておりますが、実際にはそれ以上の画像データが残
ったりするのではないですか。最新機器の性能は非常に向上していますので、データ容
量には余裕があり、上書きするとはいっても、見えないようにしているだけで実際には画

像データが残っているということが考えられます。画像を提供する際に7日間以上のものが提供されるということもあるのではないのでしょうか。

谷崎課長 保存媒体の性能については確認しないとわかりませんが、保存媒体そのものを捜査機関等に提供するのではなく、請求された日時分を専用のパソコンに取り出し、その画像のコピーを提供しますので、そういったことは起こりえないと思います。

伊藤委員 カメラ自体に画像が保存されているとのことですが、カメラ自体が盗難にあうことや、いくらパスワードがかかっているとはいえ、解除されてしまうということも考えられますが、そういった場合はどう対応するおつもりですか。

谷崎課長 盗難やいたずらにあいにくい高さには設置しておりますが、悪意を持った人に対する対策というのは難しいと思います。

亀若委員 それだけ個人情報に詰まったものが道端についているということの重みを自覚してくださいということです。

谷崎課長 もちろんそれは承知しております。

島田会長 それでは本日はありがとうございました。

谷崎課長 ありがとうございました。

(建設総務課 課長及び担当者 退室)

島田会長 結論としてはカメラの設置を認める。しかし、一定の条件の下で認めると我々の意見を述べましょうか。先程も述べましたように年1回程度審査会で実施機関から報告を受けるといったことはいかがでしょうか。

伊藤委員 賛成です。

島田会長 その点は意見に盛り込むとして、あとは、設置、運用の基準を明確にしたほうがよいと思います。基準を明文化して、住民からの要望にもそれを基に判断することができるような規定を作るように実施機関に言いましょうか。

岩本委員 必要最低限の設置に留めるとありますが、具体的にはどうするのか。街灯をつけるとか木を切るといった他の方法を考慮した上で、防犯カメラを設置するに至ったという確認の作業をしてほしいということも言っておきたいです。

亀若委員 防犯カメラで人の姿を撮影することは市がプライベートな情報を大量に持つことになるので、審査会は非常にデリケートな問題だと認識しているということも述べておきたいです。

島田会長 ありがとうございます。今頂いた御意見を基に私と事務局で答申案を作成します。次回に答申案を審議し、答申しましょう。

閉会